火災による「り災ごみ」搬入時の注意点について

千代田クリーンセンター
長 井 クリーンセンター

火災により発生した燃え残りの家財等の生活用品、廃材木等の残火物は、各クリーンセンターで処分できます。

但し、火災した家屋であっても解体業者等が解体することにより発生したものは、産業廃棄物になるため受入できませんので、ご注意ください。

≪注意点≫

「○　受入れが可能なもの」 ⇒　焼け落ちた廃木材 （燃えて地面に落ちたもの）

持ち上げて外すことができる引き戸、ふすま・・等

「×　受入れできないもの」 ⇒　家屋の解体に伴う廃木材

（燃えてはいるが、建てた状態で残っているもの）

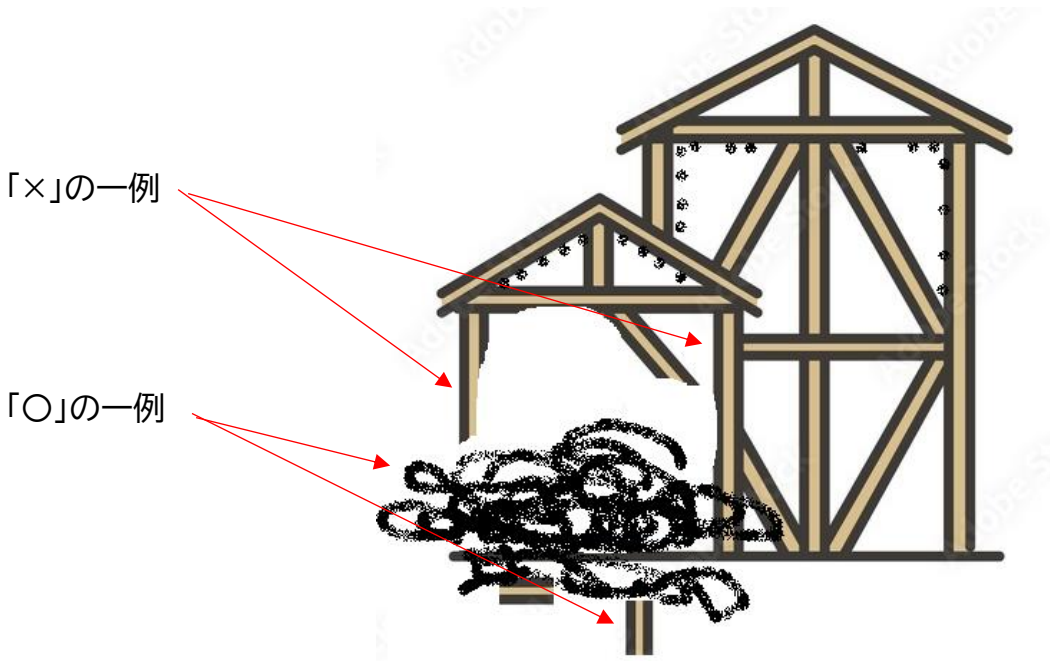

※ 適正に分別、仕分けができていない場合は、対象者（り災家屋）からの受入れをお断りする場合があります。